

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380127

研究課題名(和文)「帰属割当に依拠しない優先権」に関する制度と理論：代償的取戻権と価値追跡論の研究

研究課題名(英文) A Comparative Study on the Priority Rights without Ownership

研究代表者

水津 太郎 (Suizu, Taro)

慶應義塾大学・法学部(三田)・准教授

研究者番号：00433730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、「帰属割当に依拠しない優先権」にかかわる問題について、以下の検討をおこなった。

第1に、ドイツ法における代償的取戻権について、日本法と比較しながら、その要件や効果を明らかにした。また、代償的別除権の可否についても、考察をおこなった。第2に、日本法の解釈論として、所有権に基づく物上代位の可否については代償的取戻権論の観点から、譲渡担保権に基づく物上代位の可否については代償的別除権論の観点から、それぞれ分析をくわえた。第3に、価値追跡について、オーストリア、ドイツ、日本における議論を史的に考察するとともに、その基本的な問題について、理論的な検討をおこなった。

研究成果の概要(英文)：When a debtor has gone bankrupt, the mere creditors will be subject to the principle of equal satisfaction, falling behind the holder of priority rights. This research, however, questions that a mere creditor should not be entitled to any priority rights. To deal with this problem, the research focuses on the following three points.

Firstly, the system of "Ersatzaussonderung" and "Ersatzabsonderung" in German law and their substance are examined, comparing with that of Japanese law. Secondly, this research insists that: (1) the applicability of the "dingliche Surrogation" to the right of ownership should be considered by taking the existence of "Ersatzaussonderung" into account and also, (2) in the case of mortgage by transfer, the existence of "Ersatzabsonderung" should be noticed. Lastly, the research analyses the discussion on "Wertverfolgung" in Austria, Germany and Japan with historical perspective, and then clarifies the legal requirement and effect of this special theory.

研究分野：民法

キーワード：代償的取戻権 代償的別除権 価値追跡

1. 研究開始当初の背景

所有権や担保物権といった「物権」を有する者は、債務者が破産したときに、取戻権者ないし別除権者として扱われ、一般債権者よりも優先して処遇される。他方で、不当利得返還請求権者のように、法定財団に属する財産の交付を求める権利を有する者は、「債権」を有するにとどまるとして、債権者平等原則に服せしめられる。この取扱いは、物権と債権のカテゴリカルな区別を、責任財産の分配のレベルにおいても貫徹したものである。

2. 研究の目的

しかしながら、たんに債権者であるというだけで、一律に債権者平等原則に服せしめるのは、適切なのであろうか。本研究はこのような問題意識から出発し、「帰属割当に依拠しない優先権」について検討をおこなうものである。具体的には、研究の重要性が認められるのに、いまだ十分には研究されていない制度や理論、すなわち代償的取戻権、代償的別除権および価値追跡論を取り上げる。

3. 研究の方法

研究の方法として、代償的取戻権と代償的別除権については、ドイツと日本とを比較し、価値追跡論については、この理論の提唱者がオーストリア人であることを考慮して、比較の対象にオーストリアをくわえる。

研究の順序としては、ドイツ代償的取戻権論・代償的別除権論を取り上げた(4.(1)(2))後、日本における代償的取戻権・代償的別除権の解釈論を検討し(4.(3))、最後に、価値追跡論について考察をおこなう(4.(4))。

4. 研究成果

(1) ドイツ代償的取戻権論

(a) 基礎理論

代償的取戻権は、倒産実体法が独自に「創設」した請求権なのか、そうではなく、一般実体法上の請求権を「強化」したものなのか。この問題は、ドイツと日本の双方で議論されている。これについては、後者の強化構成が正当だと考えられる。一般実体法が私人に請求権を付与していないのは、問題となる利益を保護に値しないと評価しているからである。それにもかかわらず、債務者が倒産したときに、倒産実体法がその利益を請求権に格上げし、あまつさえ同請求権に取戻権限を付与して一般実体法上の請求権を有する他の債権者よりも優先させるのなら、その私人だけを、二重の意味で特権的に取り扱うことになるだろう。それゆえ、代償的取戻権は、一般実体法上の請求権の存在を前提とした規定だと捉えるべきである。

このように考えると、代償的取戻権は、一般実体法上の請求権が認められる限度で付与されることになる。そのため、不当利得返還義務の範囲について、日本の判例の傾向と

は異なり、これを客観的価値の限度と解するときには、「反対給付の請求権」(破64条1項前段の文言)の譲渡ではなく、客観的価値の限度での譲渡のみが認められる。この文脈では、倒産法学は、不当利得法学における議論を参照しなければならないわけである。

(b) 要件1 ドイツ現行倒産法

代償的取戻権の要件について、ドイツ現行倒産法(InsO48条)が旧破産法(KO46条)のルールを改めたのは、次の3点である。これに対して、日本法(破64条)は、ドイツ旧破産法と同一の規定を維持している。

(i) 譲渡権限の有無 日本の代償的取戻権に関する規定は、ドイツ旧破産法と同様、譲渡が無権限でされたか否かを問題としない。学説では、無権限を要件とすべきだとする見解と、権限の有無を問うべきではないとする見解とが対立している。ドイツ現行倒産法は、旧破産法下における判例・通説に従い、前者の立場を明文化した。そのため、ドイツでは、代償的取戻権の機能は明文上、無権限処分の救済に限定されている。

(ii) 倒産手続開始前後の区別 ドイツ現行倒産法は、旧破産法とは異なり、倒産手続開始前に譲渡がされた場合でも、履行された反対給付について、それが識別可能である限り、代償的取戻権を認めることにした。手続開始前譲渡類型における対象の範囲を、手続開始後譲渡類型に合わせて拡張することで、両者のバランスをとったわけである。これに対し、政府草案の段階では、まったく反対に、代償的取戻権を制限する方向でバランスをとるよう提案されていた。同草案によれば、代償的取戻権は、手続開始前譲渡類型では、いっさい認められない。それゆえ、代償的取戻権の適用は、手続開始後譲渡類型に限定される。現在では、政府草案の解決のほうに正当であったと評価するものが有力である。なぜなら、このケースで取戻しを請求できたはずの者は、不法行為による損害賠償請求権や不当利得返還請求権しか有していないため、他の債権者よりも優遇するにあたらなければならないからである。

以上に対し、日本法では、ドイツ旧破産法と同様に、破産手続開始前後の区別が維持されている。この区別の正当性をめぐる議論は、ほとんどされていない。

(iii) 識別可能性の必要性 ドイツ現行倒産法は、代償的取戻権の要件として、反対給付が「倒産財団において識別可能なかたちで存在している」ことを明文で求めている。これは、旧破産法下の取扱いを条文化したものである。日本法では、明文はないものの、ドイツと同じように、識別可能性が要件となると考えられている。

(c) 要件2 残された問題

以下の問題については、ドイツ現行倒産法においても解決されておらず、解釈に委ねられている。

(i) 譲渡の有効性 無権限譲渡が善意取

得によって有効になる場合には、代償的取戻権が認められる。これに対して、処分が有効とならない場合にはどうか。ドイツにおいては一般に、権利者に選択権が認められるべきであると解されている。それによれば、権利者は、原目的物上の権利を取得者に対して行使するか、あるいは、処分を追認して反対給付について代償的取戻権を請求するかを選ぶことができる。日本においても、ドイツと同じような議論がされている。

(ii) 第2の代償的取戻権 代償的取戻権は連鎖的にも作用しうる、というのがドイツの通説である。これを「第2の代償的取戻権」という。ドイツ現行倒産法は、未履行の反対給付債権と、履行された反対給付の双方について代償的取戻権を認めている（(b)(ii)を参照）。そうであるなら、反対給付債権が転讓渡されたときにも、代償的取戻権が認められるべきである。これに対し、日本においては、そもそもこのような問題があること自体、まだ共有されていない。

(d) 適用範囲 代償的第三者異議の訴えの可否

倒産手続において目的財産が法定財団から隔離され、それについて代償的取戻権が付与されるならば、民事執行手続においても同じように、第三者異議の訴えが認められるべきではないか。ドイツにおいては近時、「代償的第三者異議の訴え」の可能性を追究したクーンの博士論文があらわれている。

それによると、個別執行と包括執行は、いずれもひとつの責任秩序に服する以上、代償的取戻権と平行に、代償的第三者異議の訴えも認められると解すべきである。他方で、個別執行は、包括執行とは異なり、債務者が支払不能に陥っていないことを前提としている。したがって、代償的第三者異議の訴えが認められる範囲は、代償的取戻権のそれよりも狭められ、代償的取戻権の対象である「反対給付」が金銭でない場合に限定される。この考え方によると、他人物の無権限処分が売買契約を原因としてされたときは、所有者は、代償的第三者異議の訴えを提起することができないことになる。

(2) ドイツ代償的別除権論

(a) 可否

無権限者が他人の所有権を讓渡した場合には、物上代位は認められず、所有者は不当利得による救済を受けることしかできない。しかし、その讓渡人が倒産したときは、代償的取戻権が元所有者に認められている（(1)を参照）。そうすると、これに相当する権利を担保権者にも認めるべきではないかが問題となる。一般債権者はその目的物を引き当てにすることができない、という限りでは、別除権と取戻権は同一の性格を有している。また、非典型担保の処遇をめぐる議論をみればわかるように、取戻権と別除権の境界は、かならずしも明確でない。それゆえ、ドイツにおいては、代償的取戻権に関する規定の類

推適用によって、別除権者は代償的別除権を有するものとされている。これは、現行倒産法の制定過程においても、予定されていたことである。これに対し、日本では、代償的別除権をめぐる議論は、ほとんどされていない。

(b) 要件・効果・適用範囲

ドイツにおいて、代償的別除権の要件・効果は、取戻権ではなく別除権が問題となる点を除けば、代償的取戻権のそれと基本的に同様であると考えられている。

もっとも、時的限界については、異論を提起するものがある。それによると、代償的別除権は、倒産手続開始前に債務者が別除権の目的となるべき財産を讓渡した場合には適用されない。Ins048条が倒産手続開始前の讓渡のケースで代償的取戻権を認めているのは、体系違反だと考えられる（その理由について、(1)(b)(ii)を参照）。したがって、少なくとも代償的別除権については、その適用範囲を制限しなければならない。けれども、この見解は、一般には支持されていない。代償的別除権は、代償的取戻権と同一の原理を基礎としている。代償的別除権が代償的取戻権に関する規定の類推適用により認められるのは、そのためである。そうである以上、両者の適用範囲を区別するのは、首尾一貫しない。

(c) 具体例

代償的別除権は、日本の法律家には耳慣れない概念である。理解の便宜のために、単純な適用例を挙げておこう。

(i) 債権讓渡担保 AがBに対する貸金債権の担保のために、Bから売掛金債権の讓渡を受けた。Bが債権を無権限で取り立てたけれども、債務者が善意であったために、取立ては有効になった（善意支払）。その後、Bは倒産した。回収金は、財団中に識別可能なかたちで残されている。この場合、Aは、倒産管財人に対して代償的別除権を行使して、回収金から別除的満足を受けることができる。これに対し、包括債権讓渡担保がされた場合において、Bが取立授權に基づき通常の営業の範囲内でこれを取り立てたときは、事情が異なる。取立ては無権限でされたものではないから、代償的別除権は生じない。

(ii) 動産讓渡担保 AがBに対する貸金債権の担保のために、Bの商品倉庫について讓渡担保の設定を受けた。Bに倒産手続が開始した後、倒産管財人Cが商品を換価し、は売得金に変化した。この事例は次のように処理される。の換価権は、原則として、倒産管財人Cに帰属する（Ins0166条1項）。それゆえ、Cの換価は正当処分にあたるから、代償的別除権は問題とならない。通説によれば、Aの別除権は、物上代位に基づき存続する。これに対し、AがBの倒産前に商品を引き上げていたときは、換価権は讓渡担保権者Aに帰属する（Ins0173条1項）。このケースでは、Cの換価は無権限処分にあたる。しかし、取得者はたいてい別除権の負担がつい

ていることを知らないから、処分は有効になる（善意取得）。このことと引き換えに、売得金についてAに代償的別除権が付与されることになる。では、先の設例において、倒産手続開始前に、Bが商品 を他の物品 と交換し、これが転売されて代金債権 が生じていた場合はどうか。ここでは、Aは、代金債権 について、第2の代償的別除権を有する。識別可能性要件との関係上、この権利が問題となるのは物品 のように、反対給付が金銭でないときが多いように思われる。しかし、反対給付が金銭であっても、要件を満たしさえすれば、この種の別除権が生じると考えられている。

(3) 日本法の解釈論

(a) 所有権に基づく物上代位と代償的取戻権

たとえば、Aの所有する 動産について、Bがこれを自己の物としてCに売却したとする。Aは、それにより生じた 代金債権について物上代位をすることができるか。(i)Cが甲を即時取得した場合、(ii)AがBの処分を追認した場合、(iii)Aが事前にBに処分授権をしていた場合に分けて考えよう。先取特権であれば、その目的動産が売却され、引き渡されたときは、その目的動産については追及することができない（民333条）ものの、売買代金債権に対して物上代位をすることができる（民304条）。このように、制限物権について物上代位が認められる以上、所有権に基づく物上代位も認められるべきであろうか。

Aが(i)~(iii)のケースにおいて物上代位をすることができるとしたら、代金債権はBではなく、動産の所有者であったAに帰属することになりそうである。だが、そうだとすると、現行法の構成や一般的な考え方と整合しない。すなわち、代償的取戻権は、おもに(i)(ii)の事例を念頭において、Aの救済を図ったものである。しかし、もし代金債権が一般実体法上Aに属するならば、Aには一般の取戻権が認められるから、代償的取戻権は不要になろう。この権利は、代金債権がBに属することを前提としたものなのである。また、侵害利得論は、その問題領域を狭められることになる。物上代位が認められるならば、Aは代金債権について、不当利得法を経由することなく、これを直接取得することができるからである。この考え方は、他人物売買において本人が他人の処分を追認した（(ii)のケース）としても、本人はその代金債権の債権者とならない、と考えられていることとも一致しない。物上代位肯定説によると、他人物売買と無権代理の区別が崩れてしまう。さらに、問屋のルールは、(iii)の事例において、Cとの関係では、代金債権はAではなく、Bに帰属することから出発している。これは、間接代理と直接代理の区別に対応したものである。物上代位を認めると、ここでも混乱が生じてしまうであろう。最後に、所有権に基づく物上代位を民

法304条の類推適用によって基礎づけるならば、その行使について「払渡し又は引渡し」前の「差押え」（同条1項ただし書）が求められる。この「差押え」は、担保権実行に関する民事執行法193条の手続に従っておこなわれる。しかし、所有権に基づく物上代位の行使要件にこれを転用するのは、無理であろう。この差押えは、目的債権が担保目的財産として責任主体に属していることを前提としているからである。

物上代位は、基本となる権利が大きければ大きいほど、その作用もそれだけ大きくなる。そうだとすると、所有権について物上代位が定められていないからといって、それだけで不当だと評価することはできない。この文脈では、価値追跡の構想を展開したペールが、「立法論としても」物上代位によってこの構想を実現するのは適切でない、としているのが興味深い。物上代位は、責任財産の適切な調整を超えて、「物権法上のオーバーリアクション」を引き起こし、これにより取引の安全を大きく害するからであるという。ペールは、物上代位・帰属割当維持型の優先権ではなく、代償的取戻権・責任財産矯正型の優先権を志向している。

物上代位が認められないとしても、現行法上、所有者は、代償的取戻権による保護を受けることができる。では、その要件や適用範囲をどう解すべきか。ドイツの現行法は代償的取戻権について、これを無権限譲渡に限定する一方、倒産手続開始前に反対給付債権が履行されたときにも、その適用範囲を拡張している。しかし、については、代償的取戻権は、むしろ手続開始後譲渡類型にしか適用されないとすべきだ、という立法論的主張が有力である。また、代償的第三者異議の訴えを認める見解も、その要件として反対給付が金銭でないことを求めていた（以上につき、(1)を参照）。けれども、こうした制限的な方向性は、日本法とは異なり、担保物権に基づく売買代金債権に対する物上代位が一般的に定められておらず、また、信託財産の物上代位も原則として否定されている、というドイツの現行法秩序の評価を前提としたものとみるべきである。したがって、この種の議論をそのまま日本法に持ち込むことは、許されないであろう。

(b) 譲渡担保権に基づく物上代位と代償的別除権

譲渡担保権に基づく売買代金債権に対する物上代位の可否については、争いがある。有力説によれば、譲渡担保権者は所有権移転の法形式を自己の意思で選択し、かつそのように公示しているのだから、譲渡担保権者に真の所有者以上の権利は認められるべきではないとされる。この考え方から出発するときは、次の方向性をとることが考えられよう。

所有者が売買代金債権について代償的取戻権を有することに対応して、別除権者として取り扱われる譲渡担保権者には、代償的別

除権(2)を参照)が付与される。この構成によると、所有者と譲渡担保権者との間の保護のバランスが保たれることにくわえ、譲渡担保権者にとっては、物上代位による差押え(民執193条)をすることを要しない、というメリットがある。

(4) 価値追跡論

価値追跡論については、通史的考察と理論研究をおこなった。

(a) 通史的考察

通史的考察としては、ヴィルブルク・ベール後の価値追跡論の展開を跡づけた。オーストリアでは、コツィオールやF・ビドリンスキーといった代表的な研究者がヴィルブルクの学説を承継したため、価値追跡論は、現在ではよく知られた有力説となっている。近時では、価値追跡の射程範囲を検討した、ポレンベルガーの博士論文があらわれた。これに対し、ドイツでは、ベールの研究が公刊された後も、価値追跡論に対する評価は低かった。もっとも、シュタドラーやブレームのように、この構想を受け継ぐ者がなかったわけではない。さらに、近時では、価値追跡の構想を高く評価したうえで、その限界づけについて考察をくわえた、アイスマンの博士論文が注目を集めている。これに対し、ホフマンの教授資格論文では、価値追跡論について否定的な評価が下されている。日本においては、ベールの研究を紹介・検討した松岡が、その後も自身の構想を展開しているほか、直井や安達のように、ベール・松岡の着想を引き継ぐものがあらわれている。

(b) 理論研究

まず、価値追跡の要件について、価値追跡者の範囲、とりわけ、労務や役務を提供した者も価値追跡者に含まれるか否か、信用付与の意思の欠如の要件について、これを必要とすべきか、また、その内容をどのように捉えるべきか、特定性・識別可能性の要件との関係で、とりわけ誤振込のケースをどのように解決すべきか、価値追跡の相手方に資力があるときにも、なお価値追跡を認めるべきか否か、といった問題を取り上げた。次に、効果については、価値追跡者に優先権を付与するための構成、具体的には、取戻権に依拠する試みと、先取特権を応用する試みを検討した。最後に、基礎的な問題として、価値追跡論と債権者平等原則との関係、価値追跡論と特権の思想との関係を分析するとともに、価値追跡論は解釈論としてなりたちうるものなのか、それとも立法論としての選択肢にとどまるのかについて考察をくわえた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計23件)

水津太郎、平成16年不動産登記法と民法学 登記原因証明情報をめぐって、ジ

ュリスト、査読無、1502号、2017、34-39

水津太郎、財貨帰属と代位法理(下)(民法理論の対話と創造4-2) 法律時報、査読無、88巻12号、2016、131-136

水津太郎、財貨帰属と代位法理(上)(民法理論の対話と創造4-1) 法律時報、査読無、88巻11号、2016、112-117

水津太郎、保全土地債務における土地所有者の抗弁権の拡張 海外金融法の動向(ドイツ) 金融法研究、査読無、32号、2016、139-153

水津太郎、抵当権と利用権 抵当法のあり方を考える、法学教室、査読無、426号、2016、82-91

水津太郎、ドイツにおける在庫担保 その構造と特徴、NBL、査読無、1070号、2016、43-51

水津太郎、担保裁判例の動向、民事判例、査読無、XI2015年前期、査読無、2015、18-23

水津太郎、抵当権に基づく賃料の把握 物上代位・担保不動産収益執行・担保債権執行、法学教室、査読無、421号、2015、66-75

水津太郎訳/ヘルベルト・ツェヒ著、法的問題としての財の帰属、法律時報、査読無、87巻9号、2015、56-70

水津太郎、財の帰属 その構造と原理：企画趣旨、法律時報、査読無、87巻9号、2015、55

水津太郎、物権的請求権と無体的利益、法学教室、査読無、417号、2015、30-36

水津太郎/吉田克己他、(シンポジウム) 財の多様化と民法学の課題、私法、査読無、77号、2015、3-51

水津太郎、物上代位とはなにか 「行使することができる」の解釈、法学教室、査読無、415号、2015、68-76

水津太郎、ドイツ法における将来動産と将来債権の譲渡担保 商品倉庫の譲渡担保と包括債権譲渡担保を念頭において、法学研究(慶應義塾大学) 査読無、88巻1号、2015、199-234

水津太郎/宍戸常寿、曾我部真裕、山本龍彦、(座談会) 憲法上の財産権保障と民法(後篇)(憲法学のゆくえ 4-3) 法

律時報、査読無、87 卷 3 号、2015、97-105

水津太郎 / 宍戸常寿、曾我部真裕、山本龍彦、(座談会) 憲法上の財産権保障と民法(前篇)(憲法学のゆくえ 4-2)、法律時報、査読無、87 卷 2 号、2015、99-107

水津太郎、憲法上の財産権保障と民法所有権を対象として(憲法学のゆくえ 4-1)、法律時報、査読無、87 卷 1 号、2015、97-104

SUIZU, Taro, Die Methodik des Zivilrechts in Japan: Entwicklung und Struktur, Zeitschrift für Japanisches Recht (ZJapanR), 査読無、38, 2014, 131-169

水津太郎、民法体系と物概念、NBL、査読無、1030 号、2014、22-33

水津太郎、物権法定主義と温泉専用権鷹の湯事件(判批: 大判昭和 15 年 9 月 18 日)、温泉、査読無、82 卷 4 号、2014、26-27

②1 SUIZU, Taro, Surrogationsprinzip und Eigentümerschutz, Shiho (Journal of Private Law), 査読無、76, 2014, 287-286

②2 水津太郎、代位物に対する優先権の付与目的物が売却された場合における所有者・担保権者の処遇、私法、査読無、76 号、2014、148-155

②3 水津太郎、将来債権譲渡後に付された譲渡禁止特約の効力と差押債権者の無効主張適格(判批: 東京地判平成 24 年 10 月 4 日)、判例評論(判例時報)、査読無、662 号(2211 号)、2014、21(151)-30(160)

〔学会発表〕(計 4 件)

水津太郎、不動産利用権と抵当権の関係、第 5 回東アジア民法国際学術大会「東アジア各国における不動産利用権」、西江大学校(韓国・ソウル)、2015 年 10 月 17 日

水津太郎、ドイツ法における将来動産と将来債権の譲渡担保 商品倉庫の譲渡担保と包括債権譲渡担保を念頭において、日本銀行金融研究所セミナー、日本銀行金融研究所(東京都・中央区)、2015 年 8 月 27 日

水津太郎、民法体系と物概念日本私法学会第 78 回大会、中央大学(東京都・八王子市)、2014 年 10 月 12 日

SUIZU, Taro, Das Recht am menschlichen Körper im japanischen Zivilrecht, „Aktuelle Entwicklungen im Medizinrecht“, Medizinrechtliche Japanisch-Deutsche Konferenz (Keio-Tage 2014), Universität des Saarlandes (Deutschland, Saarland), 2014.5.12

〔図書〕(計 9 件)

水津太郎訳 / マンフレート・ヴォルフ、マリーナ・ヴェレンホーファー著、大場浩之、鳥山泰志、根本尚徳訳、成文堂、ドイツ物権法、2016、708(1-37、143-175、179-256)

水津太郎 / 椿寿夫編、商事法務、三角・多角取引と民法法理の深化(別冊 NBL161 号)、2016、259(195-205)

水津太郎 / 宍戸常寿、曾我部真裕、山本龍彦編、日本評論社、憲法学のゆくえ 諸法との対話で切り拓く新たな地平、2016、532(210-227〔基調報告〕、228-267〔座談会〕)

水津太郎 / 池田真朗、中島弘雅、森田修編、商事法務、動産債権担保 比較法のマトリクス、2015、580(331-356、399-426)

SUIZU, Taro/Annemarie Matusche-Beckmann (Hrsg.), Alma Mater, Keio-Tage 2014: Medizinrechtliches Symposium an der Universität des Saarlandes, Jurisprudencia saraviensis, Bd. 7, 2015, 185(1-15)

水津太郎 / 中田裕康、窪田充見編、有斐閣、民法判例百選 II : 債権〔第 7 版〕、2015、219(160-161)

水津太郎 / 潮見佳男、道垣内弘人編、有斐閣、民法判例百選 I : 総則・物権〔第 7 版〕、2015、206(142-143)

水津太郎 / 秋山靖浩、伊藤栄寿、大場浩之、日本評論社、物権法、2015、196(25-44、86-109、110-115)

水津太郎 / 吉田克己、片山直也編、商事法務、財の多様化と民法学、2014、764(62-84)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水津 太郎 (SUIZU, Taro)

慶應義塾大学・法学部・准教授

研究者番号: 00433730